



令和 8 年 10 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

若草ビジネスガーデン完成間近で水没！？

皆さん、こんにちは。

昨日（9月9日執筆）、春日井市では記録的な大雨となり、市内各地で浸水などの被害が発生しました。被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。



当事務所周辺も道路が冠水し、完成間近の新社屋も、あと少しで床上浸水というところまで水が迫りました。右の写真のとおり、なかなかの状況です。下の砂地に見えるところは、全部水たまりです。地面は、10センチくらい下(;'▽')

そして、我が家はというと、詳しく場所は書きませんが、矢田川と庄内川に挟まれた、守山区の先っぽの方（笑）。夕方6時頃には、両河川ともにレベル5という、まさに危険地帯！この2つの川が越水したら、まじやべえ！（滝汗）

結果、幸いにも事務所ともども何の被害もありませんでしたが、改めて自然災害の恐ろしさを再確認しました。

社屋、完成間近で大雨という思わぬ洗礼を受けましたが（笑）、9月末頃には、看板、外構含め完成すると思いますので、次月は写真を載せたいと思います！

それでは皆様、まだ台風や大雨の多い季節が続きます。災害への備えを今一度確認しながら、どうぞお気を付けてお過ごしください。

本店
便り

愛知県の「収入証紙」が廃止されます（国の収入印紙はそのままです）

文責：亀田

不動産売買の契約書や、記載受取金額5万円以上の領収書、法人の謄本を法務局で取得する際に貼る収入印紙は目にする機会もあるかと思いますが、「収入証紙」はご存じない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。



見た目は収入印紙と似ていますが、収入印紙が国に印紙税や手数料などを納めるためのものであるのに対し、「収入証紙」は都道府県に手数料を納めるためのもので、各都道府県がそれぞれ発行するものです。

この「収入証紙」は、各種許可等の申請の他、運転免許証やパスポートの交付の際などに購入して書類に貼ります。しかし、係員の方が貼ってくれる場合などは、収入印紙と別のものであることに気付かないこともあるかもしれません。

そんな「収入証紙」ですが、近年、廃止している都道府県（東京、大阪、京都、岐阜など）が増えています。少し先の話ですが、愛知県でも、2028年(令和10年)9月30日での販売終了、使用期限は2029年(令和11年)3月31日までとのアナウンスがされました。今後はキャッシュレス決済やコンビニ等での現金納付にシフトしていく予定です。

以上はいくまで「愛知県」の「収入証紙」の話ですので、収入印紙や、まだ廃止されていない都道府県での収入証紙はそのままですご注意ください。

インター
店
便り

毎年恒例慰安旅行！！

文責：大矢

こんにちは、ジメジメした暑さから少しひんやり過ごしやすい朝に変わってまいりました。気候の変化に伴い体調管理も難しくなりますが、気を付けていきましょう！！

10月に入り、年末に向けて準備を進めておりますが、その前に、今月は毎年恒例の弊社慰安旅行の時期でもあります。親睦を深めて繁忙期を乗り切っていきたいと思っております。皆様には慰安旅行期間中ご迷惑をお掛けいたしますが宜しくお願いいたします。

さて今回は慰安旅行をテーマに、従業員レクリエーション旅行の給与課税についてご紹介させていただきます。



従業員レクリエーション旅行の場合は、その旅行の内容（旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、従業員等の参加割合・使用者及び参加従業員等の負担額及び負担割合など）を総合的に勘案して、社会通念上、一般に行われているレクリエーション旅行と認められるもので、その旅行によって従業員に供与する経済的利益の額が少額の現物給与は強いて課税しない、という少額不追求の趣旨を逸脱しないものであると認められ、かつ、その旅行が次のいずれも満たすものであるときは、原則として、その旅行の費用を旅行に参加した人の給与としなくてよいことになっています。

①旅行の期間が4泊5日以内であること。

海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。

②旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50%以上が参加することが必要です。

（注1）上記いずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

（注2）次のようなものについては、ここにいう従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

1. 役員だけで行う旅行
2. 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
3. 実質的に私的旅行と認められる旅行
4. 金銭との選択が可能な旅行

ご不明点や、このケースの場合はどうなる？などありましたら、担当者までお問い合わせください。

【参考】

・国税庁 No.2603 従業員レクリエーション旅行や研修旅行

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2603.htm>

10月の税務

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) **納付期限…10月中において各自治体の条例で定める日**
- ・8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)

申告期限…11月2日(月)

経営
情報

消費税インボイス経過措置の見直しについて

文責：三浦

令和 8 年 4 月に消費税法等の一部が改正されました。これにより、インボイス制度にかかる経過措置について、以下の 2 点が見直されました。

① 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置の改正（3 割特例）

インボイス発行事業者の登録を受けたことにより免税事業者から課税事業者となった個人事業者に係る令和 9 年分・令和 10 年分の消費税の確定申告において、納付税額を売上税額の 3 割とすることができる特例です。



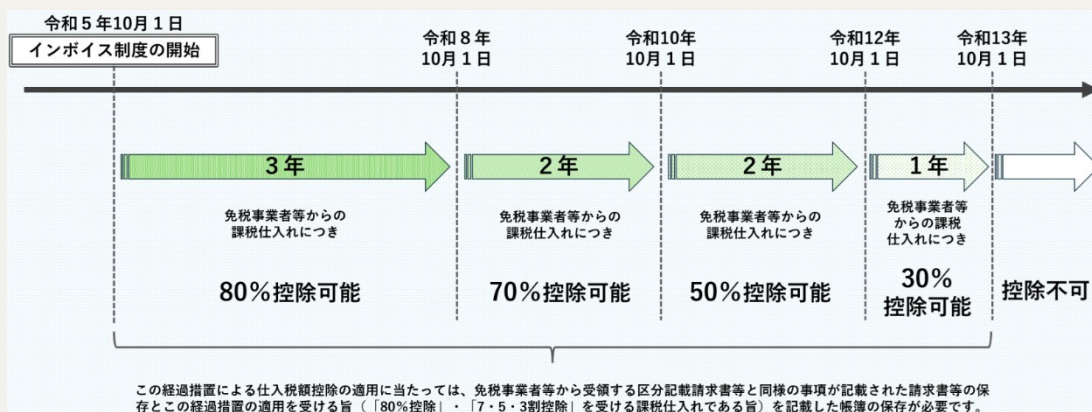
【主な要件】

- ・ 個人事業者であること
- ・ 基準期間（適用を受ける年の 2 年前）の課税売上高が 1,000 万円以下であること
- ・ インボイス発行事業者の登録を受けていること

② 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れにかかる税額控除に関する経過措置

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れにつき、その一定割合を控除できる経過措置について、適用期限を 2 年延長した上で、控除可能割合を、令和 8 年 10 月から 2 年間は 70%、令和 10 年 10 月から 2 年間は 50%、令和 12 年 10 月から 1 年間は 30%、令和 13 年 10 月からは控除不可とするよう見直されました。

時系列でまとめると、以下のとおりです。



なお、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額（税込み）が、その年又は事業年度で **1 億円**（改正前：10 億円）を超える場合には、その**超えた部分の課税仕入れについて適用できません**。

※令和 8 年 10 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

【参考】

- ・ 国税庁 消費税改正のお知らせ（令和 8 年 4 月）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/r08kaisei.pdf>

- ・ インボイス制度特設サイト「令和 8 年度税制改正特集」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice-review/index.htm>

行楽 日記

遊んで食べて軽井沢を満喫！

文責：伊藤

お盆休み真っただ中、帰省を兼ねて軽井沢観光に行ってきました。

主人の地元の長野県茅野市から山道を通り約 2 時間、軽井沢に入ると、立ち並ぶ別荘と周辺で散歩やサイクリングを楽しむ人たちの姿を見かけ、避暑地らしい雰囲気を感じました。

前日までの雨の予報から一転、当日の天気は晴れ、最高気温 25 度ととても過ごしやすく、車の窓から入ってくる風もひんやりして気持ち良かったです。

まずは、一つめの目的地「軽井沢タリアセン」へ。

ここは、子供向けのアトラクションや遊具、パターゴルフなどが楽しめる自然に囲まれたレジャー施設です。サイクルモノレールに乗ったり、併設の美術館にも立ち寄りました。敷地内の池ではボートに乗り、子供たちはカモや鯉の餌やりで夢中になって楽しんでいました。

午後からは、食べ歩きを楽しみに「旧軽井沢銀座商店街」へ向かいました。着いてみると、お盆休みということもあり、大勢の観光客で賑わっていました。

商店街はたくさんのお店が並んで、目移りしてしまうほどです。家族各々が気になるお店に立ち寄って食べ歩きを満喫しました。帰り際、「ブランジェ浅野屋」という軽井沢の老舗パン屋に寄り、翌朝分のパンをいくつか購入しました。中でも、生地にレモンが練りこまれた、軽井沢レモネードというパンがおいしかったです。ソフト系もハード系も種類豊富なので、今回買えなかったパンを目当てに、また立ち寄りたいです。

軽井沢からの帰りの道中では、なんと 20 頭ほどの鹿の群れに出会いました！思いがけない遭遇にしばらく見入ってしまい、慌てて撮影するも、写真にはあまりうまく残せませんでした。軽井沢での家族の思い出のひとつとなりました。

今回は日帰り観光でしたが、機会があれば泊まりでゆっくり満喫してみたいです。



臨時休業のお知らせ

10月8日(木) ~ 10月12日(月・祝)

10月13日(火) より通常営業致します。

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



無料経営相談につきまして

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。

ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！

日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒487-0023 愛知県春日井市不二ガ丘 1-38-2
TEL:0568-29-9211 / FAX:0568-29-9212

◆共通メールアドレス

mikami@taxer.info